

未来へつなぐ 終活・遺言



発行：行政書士志賀紀之事務所 香川県丸亀市山北町386番地5
電話：0877-89-6792 FAX：0877-22-1712 Mobile：080-5255-1774

丸亀のシンボル「讃岐富士（飯野山）」をモチーフに、イニシャルの「S」をデザインしています。

遺言セミナー開催

人生を安心して送るための準備

自分の思いを伝え財産をバトンタッチ

3月に事務所及び城南コミュニティセンターで「家族と財産の未来への道しるべ」遺言の基礎知識」を実施し、11名の参加がありました。

事務所での遺言セミナー（3月23日・3月24日）に2名、城南コミュニティセンター（3月24日）に9名の方に参加していただきました。皆



城南コミュニティセンターでのセミナーの様子

さん熱心にお聞きいただき、質問もいただきました。遺言・終活・エンディングノート等に興味を持ち、真摯に取り組まれている様子でした。

セミナーでの

質疑応答

Q負の財産がある場合の

相続は？

A 相続放棄

財産の一切を相続しないことです。相続開始を知ってから3か月以内に家庭裁判所に申述します。一度すると取り消すことはできません。

限定承認

相続財産の範囲内で責任を負うことです。つまり相続財産から負の財産を清算して、財産

相続登記義務化

令和6年4月1日より、不動産の所有者不明問題の解決や不動産取引の円滑化などを目的として、相続登記が義務化されました。相続で不動産を取得した方は、取得を知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。令和6年4月1日より前に相続した不動産で、相続登記がされていないものについては、令和9年3月31日までに相続登記をする必要が

あります。もし、申請を怠ると10万円以下の過料を科される可能性があります。固定資産税の納付通知書が届く時期ですので、今一度ご確認ください。詳細は法務省のホームページをご覧ください。



法務省ホームページ

Q不動産とお金を相続することがなくなった場合、不動産を放棄することはできますか？

A結論から言いますと、できません。相続放棄は「相続の一切の権利を放棄する」ことです。

この場合の解決方法の一つとして、相続人全員で遺産分割協議を行うことも考えられます。

今後の予定

遺言セミナー

4月20日（土）

ちよっとこ場（琴平）

4月27日（土）

28日（日）

マルタス（丸亀）

未来へつなぐ終活・遺言

1〜2か月に1回

発行予定



事務所HP